

第一回國會 決議 算委員會 議錄 第二十四号

昭和二十二年十一月二十八日(金曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君

河合 義一君

竹内 克巳君

戸叶 里子君

中曾根康弘君

大瀧電代司君

平井 義一君

齋藤 晃君

出席政府委員

内務事務官 林 敬三君

委員外の出席者

専門調査員 大久保忠文君

本日の會議に付した事件

内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案(内閣提出)(第一〇二號)

地方財政委員會法案(内閣提出)(第一〇三號)

内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)(第一一三號)

○竹山委員長 これより會議を開きます。前日に引續いて質疑を續行いたします。中曾根君。

○中曾根委員 二、三御質問いたしました。地方財政委員會は左に掲げる計畫を立案すると書いておりますが、今の地方財政の現状を見ますと、おそらく

各府縣とも膨大なる赤字に苦しんでおり、特に水害に遭つた縣などにおいては、財政は危機に瀕してゐる状態であらうと思ひます。そしてこの地方財政の危機を救ふものは、何といつても國家の補助金によらなければ打開できない現状にあるだらうと思ひます。そういう點から見まして、地方財政に對する中央行政官廳といふものは、ぜひとも現在の危機を切抜けるためには必要であると思ひますが、その觀點からお伺ひたいと思ひます。

まず第一は、地方財政委員會が所定の法律案を提出し、任務を果たして、その後は一年間續くと書いてあります。が、その場合に大體どういふような中央官廳なり、中央の行政官廳を置く御意圖があるかもしわかつておりましたら知らしていただきたいと思ひます。どうせ冬の議會に出すことになつておると思ひますから、當局においても心構えがあると思ひますが、その點についてお伺ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 ただいま御尋ねの地方財政について何らかこれを世話する中央の機關が必要であることは、私もまつたく同意でございます。おそろくそういうことになるだらうと思ひます。であります。この財政委員會を設けるゆえんは、御承知のごとくできるだけ地方の財政を自主化して、自立獨行できるような態勢にもつていく、これはしかし現在の國全體の中、地方を通ずる財政金融状態とは裏腹をなす問題でありますので、現在の

よる國全體の財政金融状態であります。限りにおいては、完全なる獨立獨歩といふことは、どういふできないだらうと思ひます。そこで獨立獨歩の範圍を極力廣くして、許す限り思ひ切つて強くやつていく。しかしながら國家全體の公益までも破壊してやるものでない限度に止めておくといふことが第一條、第二條の書き方でありまして、その氣持を現わしておるつもりなのであります。そこでこの委員會ができてどういふ新しい地方財政の自主化の法律案が出るかは、今ここで斷定することできませんが、方向としては國家公益を害しない最大限度において、地方團體の自主權を強化する方向へもつていく。そこでその必然的結果として中央の地方に對する財政上の統制ははずせるだけはずす、従つてこれを掌理する機關もできるだけ少くしてこれを省いていく、こういう機關がありまして、地方財政の問題から地方の首根つ子を抑えて場合によつてはかえつて地方の獨立自主の精神を阻害し、その運行を妨げるおそれなきにしもあらずでありますので、この財政自主化の法律案ができたあとで中央の組織はできるだけ簡素なもので間に合う程度にまで地方財政の自主化を強くやらしめていくことが理想であり目標であると存するでございます。しかし抽象論、方針論としてはそういう方向にやつていくわけでございますが、ただ今から豫想いたしますに、財政委員會ができて、その方向へ作業をし、努力をし、

かつ議會の審議を経て法律案ができるときに、そういう完全なものはできないので、お話のように地方財政に對する中央機關は、現在の状況が存續する限りは、やはり必要になつてくるので、何らかの中央機關は残ることは残ると思ひますが、できるだけこれは簡素なものにし、かつその地方財政自主化の法律案の作案の結果にまつて、その結果やむを得ず中央に存續しておかなければならぬものだけに止める方針でいきたいと思ひます。そこでどんなものができるといふと、やはり地方財政自主化法律案なるものがどういふものができ上るかといふことにかかつてくるのでありまして、それによつてたとえば許可權、認可權をほとんど切り落していつても、わくを與えることによつて大丈夫やつていくといふ自信がつけば設ける必要はないのであります。それからどうしても存續しておかなければ、財政上かえつて地方の不幸になるという状態でありまして、設けなければならぬ。みなこの財政自主化法律案がどういふものができるといふことが残るべきであります。なお存續をせしめます若干の機關が残る。その機關はどこで扱うかはこの法律案に書くわけでありまして、おそろく内閣にやはりそういう一つの機關を設けるか、あるいは大藏省の一部局としてそういうものを設けるか、あるいは大藏省の中の財政的な豫算的なものが内閣にでも移つてまいりますれば、そういうところで考えるか、それらの三つの

中の一つを選ぶことに結局なるのではなからうか。こういう推測を私見としてもつております。

○中曾根委員 話はよくわかりました。が、私は希望をいたしました。現在各府縣によつて財政力が非常に違ひ、バランスがとれていない状況のようにあります。災害が何かで貧乏しているところは非常に貧乏してゐる。そのほか租税や何かで恵まれてゐる縣は非常にゆたかである。そういうところをバランスをとらないと、國全體としての均衡のとれた發展は望まれない關係から、特に第四號にある「地方行政遂行のため必要な國家資金の公平な配分に關する事項」、これを私は非常に重視するものであります。が、どうしても國家的見地から國家資金を公平に配分するといふ觀點から見て、こういう中央官廳といふものを設置するように私は希望いたします。

それから第二條によつていふ「法律がでくると思ひます。あるいは分與税の税法であるとか、公企業に關するものであるとか、官制に關するものであるとか、官制に關するものであることを豫想されるのですが、大體において當局は内容的に見てどういふ範圍にわたる法律が提出されるものとお考えになつておりますか、これを伺ひたい。

○林(敬)政府委員 御希望としてお述べになりました第二點の公共團體間のアンバランスをなくするために、最小

限度の財政調整機能というものは必要であらうという御所見に對しましては、私もまったく同感であります。そういう機能は財政自主化という點から言へば、できるだけ國家からそれを補助するような作業は少くしようと思ひますが、現在の區域、人口、經濟力というものがそれと違ひますので、公共團體の間において均衡のとれた、國全體として、あるいは公共團體全體としての發達をはかるためには、やはり最小限度の財政調整資金といひますか、分與税的なものにおののけるものが必要であらうと存じます。また特に災害をひどく受けた所に對して、國家としてこれに何かの措置を講ずるといふ作用も當然必要であらうと存じます。御所論に對してはまったく同感でございます。

それから今度財政委員會で、第二條に基いて計畫を立案した場合に、どういふ法律になつていくだらうかというお尋ねの點であります。これはやはり委員會の委員になられた方と、事務局との考えでもつて、どういふ形が一番いいかというのを今後研究して、最善のものをつくりたいと思ひます。最終はその結論にまつて存じます。ただ私もその機關に對してこれから事務を引繼をするわけでありまして、その引繼をする側から見て考えますと、やはり方法は二色あつて、一つは地方の財政法というふうなものをつくり、一つは、それに分與税的なことから、地方税的なこと、國庫補助的なこと、あるいは資金の關係、豫算の經理の關係というものを全部入れてしまつて、その法律一本でもつてやつていくというやり方もあると存じます。それが

らそれがいろいろなぐあいであつたに、そういう一つのまとまつた法典といふものにせず、やはり地方分與税的な法律、あるいは分與税といふ名前を改めれば財政調整的な法律、それから災害補助に關する法律、地方税に關する法律、國家資金に關する地方との關係の法律、そういうものは、もしわけていけば、いずれも必要になつてくるのではないかと、かように考えております。

○中會根委員 第二條に關係してもう少し内容を伺いたいと思ひますが、今御答辭になりました内容は、大體財政及び租税關係が主になつておるやうであります。ある程度官制にわたる部分もあると豫想されますし、あるいは昔の府縣制、地方自治法でありますか、そういうものにあつた公企業、たとえば水道事業とか軌道といふものにも觸れてくるのではないかと存じます。また地方公共團體相互に關する問題も出てくるだらうと思ひます。また狀況によつては今度の新しい警察法によつて、市町村相互の組合的な警察費維持といふ問題もあると思ひます。大體總括的にどういふ部分にわたるかといふ内容をもう少しお聴きしたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 この内容について大體私も豫想しておるところをもう少し詳細に申し述べますと、根本の方針、目標といふものは、地方財政の自主性の確立強化といふ問題に目標を置いて、地方團體の財政自主性を確定するために、税源及び財源の擴充をはかる。それから地方團體が自主的、自立的な税制を確立するために、地方税の彈力性をどうしたら強化できるか

といふことを考え、またもう一つには、地方財政の中央の監督權をできるだけ縮小して、活潑に行わしめ、しかも弊害なからしめるにはどうしたらいいかといふことに目標を置いて、この法案といふものが作業されるべきだと存じます。

それから収入の第一のものである税の關係について言ふならば、國から委託を受ける税といふものはどういふものがあるか、あるいはないか、それをやる場合に國家としての財政の影響はどうなるか、あるいは國税に對して附加税制度を設けてはどうか、あるいは設けるとすればどういふ税がいいか、あるいは今度は道府縣の獨立税といふものはどういふものを追加してやつたらいいだらうか、市町村の獨立税はどういふものを追加してやつたらいいか、それから住民税といふものに對して賦課の制限をやつておりますが、この平均賦課額の制限をどうはすたらいいか、あるいは全然はすした方がいゝか、あるいはどの程度に率を上げた方がいいか、それから地租と家屋税に對してのその賃貸價格の是正、あるいは税率の引上をどうしたらいいか、それから營業税をどういふふうに扱つたらいいか、釐金税をどう扱つたらいいか、さらに酒税の問題をどう處理したらいいか、あるいはその酒税に對する徵罰として金をもつと上げた方がいいか、あるいは各種法令に課税をしてはいけないといふいろいろのものがあつて、そういう課税することはいいけないといふ各種法令をどの程度整理したらいいか、それから目的税といふものをどの範圍に擴張していつたらいいかといふような問題が、普通の一般地

方税については存在いたします。また分與税については、これをできるだけ普通の國税の方から委託してもらつて、分與税的な國税からもう範圍をどうして縮小していつたらいいか、しかし最低限度各團體間のバランスをとるための財政調整をどの程度やつたらいいか、あるいは分與税といふ名前をかえてしまつた方がいいか、その最低限度調整をするための金を分配する方法としてはどうしてやつていつたらいいか、何を基準にしてどうやつていつたらいいだらうかといふようなことが考えられます。

さらに税の根本としては、それは一つのアイディアであつて、實現はなかなか困難な問題だと思ひますが、今は國税が中心になつて、地方税は國税でとらないもの、あるいは國税で許されているもの、あるいは國税に附加して課するもの、そういうものをどういふ從屬的な形になつております。これを地方といふことだけを中心に考えれば、逆に、たとえば所得税といふようなものは地方税にしてしまつて、一定率以上の徵收額を得たときには國家に納付するといふアメリカのやうな、地方を第一にして、そのあまるものを中央で集めて、その地方からの集まつた金によつて國家が仕事をすることといふやうな行き方、これは現在の日本としては私は實現困難だと思ひますが、そういうアイディアを中央、地方税制の中にどう織りこんでいつたらいいかといふようなことは一つの大切な研究問題であると思ひます。

それからそのほかに今お話がありましたやうな、中央と地方のいろいろの國費、地方費の負擔の區域をどう是正

していつたらいいか、それからお話のあるやうに、公企業との關係で配電關係の公納金の問題であるとか、娛樂場の公營の問題、あるいは水道、ガス、電氣といふものを國家で統制しておるもの必要といふものとのにらみ合せ、配分、あるいは地方にそういう公營事業をもどしてもうやり方といふやうな問題があるわけでありまして、次第に地方團體といふものが、その經濟行爲を中心としてやつていく必要の迫られておる社會の進運に伴つてこの公企業問題と財政といふものをどうにらみ合わせていくか。それから資金の關係、これもお話がありました。やはり一つの大切な大きな問題でありまして、地方債の許可制度の檢討問題あるいは地方團體についての中央金庫といふものをつくりやつた方がいいのじやないかといふけれども、あるいは災害復興金庫の問題とか、第二條に書いてありますやうな、國家資金の公平なる配分に關してどういふ制度を立てたらいいか、そういうやうな問題にまつてわたつていくと思ひます。それで結局この地方財政の自主化といふ問題も、さらに究極突きつめれば地方の團體の區劃の問題、區域の問題といふものに最後のところはぶち當つていかざるを得ないのじやないかと思つて、いわゆる地方團體の再編成の問題にはいつていくと思ひます。しかしこれは一方においては人情、風俗、習慣、その他の長所もありまして、これを動かすといふことは相當慎重を要する問題であると思ひます。そこで財政委員會の規定に書いてありますやうに、明年の二月の末までには一應プランを盛りこんだ法案を出すといふ、その法案にはそこまで

でございませう。

○富田委員　これは形式上のことで、
なほだ些細なことのうちに存じます
が、今までいへる、な法案が出ました
ときに、こうした臨時的なものには、
必ず臨時という文字がついておつたの
であります、この法案を拜見いたし
ましても、第一條にはつきりと「臨時
に、地方財政委員會を置く。」という
ありまするし、さらに附則の方で、存
続の期間をこの法律公布の日から一
年間を限ると、はつきり臨時的な意
味が含まれております。それにもか
かわらずこれに臨時という文字が冠
せられておりましたのは、何かここ
に意味があらうか。先ほど來お話を
ありますように、この委員會が臨時
的なもので

越つても、その性質上、將來繼續したければならない、やないかといつたような氣持も現われておりますので、そういう點の御意見をちよつと伺いたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 この地方財政委員会に臨時という名をつけませんでしたたのは、何ら特別の意味はもっておりません。また將來これが財政委員会における審議の結果、やはりこれ、またはこ

れに類似のものを存続しなければなら
ないかどうか、そういふことはまづな
く推測すべからざることでありまし
て、ほんの私見として、もしそういろ

かそういう方へ發展していくというの
ではないかという感じを述べただけで
あります。何らそういう意圖をもつて
臨時といふ字をつけなかつたわけでは

たしまして、法案の名稱のところでは、特に臨時とつけなくてもいいのではな

いかというところ、名もあまり長くなりませんし、地方財政委員会というたしただけのことです。第一、第一條及び附則を見れば、明らかに臨時のものであり、期限を切つてもあるのでございます。一年間を限ると書いてございますから、その點は明確でございます。特に名前にも「臨時」がついていないので、何らこれを存続する深き意圖があつて、臨時という字をつけないで、臨時と書いておきません。なお、臨時を加えますと、たとえば「臨時安定本部」というようなもの、あるいは「臨時」ということになつておきます。また、一年限りが少しづつ延びておきますが、あれも臨時をつけておきます。今までの立法例は臨時機關であつても、臨時という字を絶対につけなくてはいけぬというものはないのでありまして、ついでないものも相當あるように存せられます。別に特異例を立てておけるわけでもないと思ひます。

○富田委員 第四條にありますが、地方財政委員会の構成の要素であります。その中の第二に「國會議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長の名を各一人」とありますが、これは國會から一人といふことになりませんが、衆議院議員の方から一人、参議院議員の方から一人といふように、両方から一人ずつ選びました方が、非常に公正を保てますし、現在議會運営の方から見ても、しばしば衆議院と参議院との間にいさゝか意見の相違もありまして、その立場においてお互いに議論を闘わせますことが、國政運営の上から非常に妙味があるのではないかと。これを両方から合わせて一人とし

たのは、どういふ意味でございましょうか。その點をお尋ね申し上げます。

○林委員 政府委員、これはこの委員會をして權威あるしむるためには、やはり國會から代表者としてどなたか加わつていただくことが、最も意義のあること、かように考えまして、ここに國會議員の中から一人といふことにいたしましたわけでございます。それでお話のように衆議院から一人、参議院から一人といふことも考えられるわけでございますが、なるべく委員會は奇数がいい。これは一つの物事をきめる委員會になります。なるべく奇数がいいといふことも一つの理由でございます。それから、一つ大きな理由としては、國會の一體性と申しますか、内部において、衆議院と参議院が、御意見の違ふことはあると思ひますが、外に現われる形としては一體性をなして、外に對しては一體性であるべきだと思ひます。そこで二人ではいけないといふわけでもございせんけれども、一人といふことではいけません。かように考えたわけでありまして、またあまり委員會の人数の多くなることは、力が強くなるようで、かえつて弱くなるというような點も考えまして、またここで一人、それが五人と六人とどう違ふといふほどでもございせんが、また自治體の代表の方で、もどういふような、いろ／＼なことになつてまいります。まずこの性質の委員會なら最高五人くらいが適當じゃないか。そこで制振りをやつてみて國會の一體性などから考えてみ、かつ奇数といふことから考えまして國會の内部の話し合ひで一人にしていただくといふことが一番適當であると考えたわけ

であります。

○富田委員 もし奇数が望ましいことでありましたら、これを今少し殖やしまして七人にするとも考えられます。それは今までもうした委員會にたいしてはいわゆる學識経験者がはいつておつたと存じております。特にこの財政上のことになりまして、もちろん市町村長の代表とか、あるいは府縣知事の代表とかいふものも結構でありますけれども、學識経験において、特に財政的問題について造詣の深い人が一人はいつておられることも決して私にはむだなことではないと思ひます。こういふ意味から申しまして、この地方財政委員會だけなしに、他の委員會でも學識経験者といふものが大抵は加わつておられるのに、この構成にあつてその一人が缺けておられるやうな感じがいたします。こういふ意味で、さういふ方が加わつており、そして衆議院から、一名、参議院から一名出したから、もつとこれが完全なものになつて、いくつではないか。こういふ考えからお尋ね申し上げたのでござい

ろいろの點においてかえつて適當ではないじやないか。やはり五人くらいが最も適當な數ではないか、かように存する次第でございます。なお、いわゆる學識経験者といふものについて、やはりこの一から五までの人について、代表として總理大臣が選ぶといふときも、やはりさういふ代表としての資格はもちろん愈々重たいと思いますが、その許される範圍の中においては、やはり最も學識のあり、あるいは豊富な経験に富んだ人を任命するといふことで、その缺點は補ひ得るのではないかと。また先日も申し上げましたように、その方の経験をもつ人を事務局の局長になつていただくあるいは特に大物であり他託としてこれを廻す。あるいは參與として實質上そこに加わつていただくさういふことによつてその點は補ひをつけていくのが最も適當ではないか、かように考えまして五人にいたしましたわけでありまして。

○富田委員 了承いたしました。

○竹山委員 長 ではこれに質疑を終了いたします。

○竹山委員 長 これより内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案、地方財政委員會法案、内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案以上三案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 徳川政府時代の封建的鎖國時代から、明治維新の革命によりましてわれ／＼は明治政府をもちまして、そしてこの明治政府におきましては、特に内務省は國の政治にとりま

てきわめて重要な役割を演じてまいつたのであります。今この敗戦後の日本の民主革命期にあたりまして、内務省の機構といふ大きな事實を迎へますことは實に感慨無量なものである次第であります。明治政府の當初におきましては、内務省はきわめて廣汎なる内務行政の權限をもつておつたのであります。逐次政府行政が擴張發展するにつれて、各省に分離していつたものがあつたが、特に最近におきましては、厚生行政につきましてはこれが分離して厚生省ができた、また厚生省から労働省が分離するといふやうに擴大していきまして、しかるに内務省はその後また土木關係あるいは港灣交通等に關しては、運輸省等にその事務の一部が吸収せられ、逐次その事務の範圍が縮小せられていつたのであります。が、新憲法によつての地方自治の擴張また警察の民主化に伴ひまして、地方行政の問題については大體これは都道府縣市町村等の自治體の自治に任してよろしいやうな情勢になつてまいりまして、地方局の行政關係の仕事も大半必要がなくなつてくる。なお新警察法によつて、警察は國家地方警察並びに自治體警察の二つに分屬して、特に内務省として一省において警察行政を掌る必要もないやうな情勢にもなり、また國土行政につきましては、これは戦災復興院と合體して、もつと目標の大きい國土計畫に向つて進むべきところの對象ともなるべき建設院に吸収合併せられるといふやうなことになる、また選舉事務に關しましては、全國選舉管理委員會等において選舉を民主的に執行するといふことになりまして、内務省としては残るところのものは、地方

自治行政の中の地方財政をいかに處理するかというところに相なるのでありますが、これも今回提案せられました地方財政委員會等においてできるだけ自主的に地方財政を運営していく、國家の保護防長以外の監督等はできるだけこれを廢止するといふような方向に向かいますと、自然内務省といふものの存置理由も乏しく相なつてきたのでありますので、さうな意味合いから内務省及び内務省の機構に關する各般の勅令等、官制に對する法律案をここに政府から提出せられました。これについては當然のことでありまして、賛意を表する次第であります。なお内務省が廢止になりますれば、これに伴うところの法令の整理を要する次第でありまして、從つて内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案、當然この法律を必要とした次第でありまして、これまた賛意を表する次第であります。地方財政の企畫立案に臨時にあたるべきところの地方財政委員會につきましても、これはいろいろ本委員會においても論議もありましたが、できるだけ早急にこの委員會をつくり速やかに各般の計畫立案をする必要があるものでありまして、これにつきましても、この委員會の仕事はなか／＼固執多岐、しこりしてきわめて重要な事項でありまして、この點については各委員會から熱心な御質疑もあつたのであります。政府當局は十分この各委員の御意見を參照いたしまして、この地方財政委員會の運営上遺憾のないように希望をいたす次第であります。ただこの地方財政委員會法につきましても、第七條について各派協同で修正案を提出する次第であります。その修正

の趣旨を辯明申し上げるが、第七條の原案によりますると、都道府縣、知事、市長及び町村長の代表者として地方財政委員會の委員となる人々は、それ／＼の地方公共團體において定められておるところの給與を受けておるのであります。その上に一般官吏の俸給よりも高い、國務大臣よりも低いところの範圍内の手當を支給されるということになつておりましてこの點に非常な待遇が厚いようで、その地位を保障してあるようでありまして、一面から考えますと、地方自治體の財源は、これは國費と同様にやはり國民の負擔するところの公共の費用でありまして、むろん國費と地方費とは別々のものであります。それ／＼重複して支出することはあえて法律上は差支えないのでありますけれども、實質上から見まして地方財政もまた國家財政と同様に國民の公共の負擔であり、さうなものはから重複して支給するといふことは公務員の給與基準という觀點から見ても、はなはだ不合理であり、また同様に地方財政委員でありますところの國務大臣たる委員並びに國會議員たる委員とくらべて、はなはだ公平を失ふと思ふのであります。この趣旨によりまして、第七條の「地方財政委員會の委員（國務大臣たる委員を除く）は」、の次「一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い範圍内で、この部分を削減する」という修正案を提出いたす次第であります。これによりまして地方財政委員のうち都道府縣知事、市長、町村長代表であるところの三人の委員につきましても内閣總理大臣が定めるところの適當な額を支給するということに

相なるようにいたしたい、こういう趣旨であります。しかしながら一般官吏の俸給の額よりも高く國務大臣の俸給の額よりも低い範圍内で」といふ字句を削りまして、決して地方財政委員の地位を低くするといふ趣旨では毛頭ございせん。やはり趣旨におきましては一般官吏の俸給よりも高い。一般官吏よりも地位が上であるといふ趣旨と同様でありまして、この點御了解を願つておきたい次第であります。以上の第七條の第一項の修正以外につきましても原案に賛成をいたす次第であります。

要するに内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案、地方財政委員會法案及び内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案はいずれも賛成であります。ただ地方財政委員會法案の第七條を先ほど申し上げたように修正をして賛成をいたす次第であります。

○中曾根委員 私は日本民主黨を代表いたしました。ただいま議題となつた三法案並びに地方財政委員會法案中の修正案に對し賛意を表する次第であります。

内務省の存在に關しましては、いろいろ功罪相批判されておりますが、願ひますれば、一方においては民主主義の風潮に伴ひまして、あるいは人権保障の總本山であるが、デューロー、ラシーの總本山であるとか、日本における最も強力な一つの推進力として、かつてはあるいは批判され、あるいは讃えられたこともあつたのであります。が、敗戦によりましてここに占領政策に至るに至りましたことは感無量なものである次第であります。いろいろな論議もありますが、また一方においては非常に低い民度で、しかも後進資本主義國として先進國に追いつくために非常な努力をいたしました結果、いろいろな罪はあつたにしても、ここに廢止されるに至りましたは、先驅その他これに當られた各位に對して厚い同情をささげるものであります。それに伴ひましてここに地方財政委員會その他の法律が提示されたのであります。ただいま竹谷君の申された通り、緊急やむを得ない法案であつて、賛意を表する次第であります。ただこの地方財政委員會法案の中におきまして問題になる點も非常にあります。殊に第二條におきまして國家資金をいかに分配するかの問題、あるいは今後打立てらるべきいろいろな租税問題や豫算、經理の問題、公企業の問題等に關しましては、國家財政並びに地方財政ともに危機の折から、この地方財政委員會の活動の状況によつて非常に影響されるところが大きい。また國家としても非常に重要な事項があると思ひますので、適切にかつ速やかに具體案を提示するように希望するものであります。

以上をもちまして、民主黨を代表いたしまして賛成の意を表する次第であります。

○富田委員 私は日本自由黨を代表いたしまして、ただいま議題となつております地方財政委員會法案並びに内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案その他一件の法案に對して賛成をいたします。と同時に、ただいま竹谷委員から御提案になりました第七條の一部を修正する修正案に

も賛成いたすものであります。申し上げるまでもなく今回の内務省の解體に伴ひましてこうした法案の出ますことはきわめて當然なことでありまして、私どもはこの法律案がその立案の本旨に従ひまして、きわめて適正に、そして公平に行われますように祈つてやまないものであります。新しい憲法で今まで明治憲法において見られなかつた一つの條項として、第八章以下に地方自治の問題が取上げられまして、すでに民選知事並びに市町村長の公選が行われまして、制度の上におきましても、あるいはさうした自治體の人事問題におきましても、近く行われようとする警察權の地方委譲といふような問題におきましても、わが國の長い間の歴史に一轉換を來しまして、ほんとうに地方自治體から民主化の第一歩を踏み出していくといふような情勢にありまします。これは、お互いに喜ぶべきことと存じますが、ただ一點残された地方財政の自主化、こういうことは言うべくしてはなはだ困難な問題でございます。のみならず、ほんとうに民生の基礎をなしておりますものは、いわゆる地方財政の堅實な歩みであらうと存じます。その意味でこうした地方財政委員會といふものの發足に對しましては、私ども賛意を表しますが、その重大な使命を感じまして、その立案計畫にあつては從來行われなかつたきわめて畫一的な官僚的なものと考え方から、もつと地についた、ほんとうに各地方々々における實情に即應した、ほんと／＼に國民生活の根本に根を張つた、しつくりとした地方財政なるものが築き上げられますように祈つてやまないものであります。それと同時にこの

印刷者 印刷局

100